

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第149回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年11月20日（水）10時00分～11時14分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

山下 東子（部会長）、大谷 和子（部会長代理）、相田 仁、西村 暢史、
西村真由美、藤井 威生、三友 仁志、森 亮二、矢入 郁子

（以上9名）

（2）総務省

大村総合通信基盤局電気通信事業部長、飯村事業政策課長、
井上料金サービス課長、笹川料金サービス課課長補佐、
五十嵐電気通信技術システム課長、平松番号企画室長、中田番号企画室課長補佐、
大塚安全・信頼性対策課長、野田安全・信頼性対策課課長補佐、
堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、
望月基盤整備促進課課長補佐

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）諮問事項

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案について【諮問第3189号】

（2）答申事項

ア 電気通信番号計画の一部変更等について【諮問第3184号】

イ 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3187号】

ウ 電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可（第一号基礎的電気通信役務の電話ユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3188号】

開 会

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 委員の皆様、おはようございます。事務局の坂平です。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

現在、委員 9 名全員に御出席いただいておりますので、定足数に達しております。

それでは、定刻になりましたので、電気通信事業部会第 1 4 9 回を開催いたします。

恐れ入りますが、山下部会長におかれましては、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○山下部会長 それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第 1 4 9 回を開催いたします。

本日は、W e b 会議を開催しており、委員 9 名全員が出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

W e b 会議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いします。

また、傍聴につきましては、W e b 会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問事項 1 件、答申事項 3 件でございます。この答申事項は、1 0 月 2 日の部会で御審議いただいた諮問事項のうち 3 件への答申でございますので、本日も長丁場になると思いますが、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

議 題

(1) 諮問事項

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令について【諮問第 3 1 8 9 号】

○山下部会長 初めに、諮問第 3 1 8 9 号、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案について、総務省から説明をお願いいたします。

○野田安全・信頼性対策課課長補佐 皆様、おはようございます。総務省安全・信頼性対策課でございます。それでは、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案ということで、諮問案件について御説明をさせていただきます。

概要資料を御覧ください。事業用電気通信設備規則の一部改正ということで、大規模災

害発生時における通信サービスの維持・早期復旧に係る規定の整備ということで、能登半島地震を踏まえた規定の整備となっております。

1 ページ目を御覧ください。改正の背景でございますけれども、1 月 1 日に発災しました能登半島地震では、国民生活上の重要なライフラインである通信インフラにも影響が大きく及びまして、北陸地方を中心に、携帯電話や固定通信サービスが使用できなくなるといった被害が発生したところでございます。

電気通信事業者は、事業用電気通信設備規則、今回の諮問対象の省令でございますけれども、こちらや、安全・信頼性基準、こちらは告示でございますけれども、こういった規定を踏まえまして、携帯電話基地局ですとか、通信ビルの強靱化についてこれまで一定の取組を実施してきているところでございますけれども、能登半島地震では、能登半島 6 市町が主に被害を受けたんですけれども、こちらの市町役場をカバーする基地局の 4 割強、通信ビルの 2 割弱で支障が発生したところでございます。

下のグラフを御覧ください。こちらは、6 市町をカバーする基地局に限ったものではなくて、6 市町全域の携帯事業者 4 社の基地局の被害の推移を表したものでございますけれども、ピーク時においては、全基地局のうち 6 割程度が停波したという被害がございました。

続きまして、また支障が生じた基地局に対しては、事業者各社は、右下のような応急復旧機材、電源車とか発電機、車載型基地局といったものを展開して応急復旧を図ったところでございます。

これらの通信サービスの被害状況や復旧の取組などを踏まえまして、情報通信審議会の I P ネットワーク設備委員会において、「大規模災害発生時における通信サービスの維持・早期復旧のために今後取り組むべき対応の方向性」ということで御審議いただいたところでございます。先般 1 月 12 日に基地局や通信ビルのさらなる強靱化や応急復旧体制の強化に取り組むべきなどといった一部答申を頂いたところでございまして、それらを踏まえた所要の規定の整備を行うものでございます。

2 枚目を御覧ください。今回の諮問事項でございます事業用電気通信設備規則の一部改正でございます。

今回の御審議では、能登半島地震を踏まえて、今後の大規模災害発生に係る今後の対応などについて御審議いただいているところでございますけれども、これにつきましては、首都直下地震のような大規模災害を想定しているんですけれども、1 ポツ目ですけれども、災害対策基本法では、東京都の特別区は市と同等とみなされておりまして、市と同じように災害対策活動の拠点となるんですけれども、現在、東京都の特別区の区役

所をカバーする基地局や通信ビルの停電対策や伝送路の冗長化対策については、規律が存在しないところでございます。

行ったり来たりで恐縮なんですけれども、5ページ目を御覧ください。先般頂いた答申の内容を図示したものでございます。中段左側ですけれども、現行の告示、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準においては、市町村役場等と書いてありますけれども、都道府県庁や市町村役場をカバーする携帯電話基地局等については、少なくとも24時間の停電対策を義務化しているところでございます。また、都道府県庁に限っては、それに加えて72時間の停電対策を推奨するといった上乘せ規定がございます。

また、こちらは記載していないんですけれども、離島などについては、例えば台風で船の到着が遅れて復旧などが遅れるといったこともございますので、離島の市町村役場をカバーする携帯電話基地局などについても、72時間の停電対策を推奨するといった規定がこの告知にございます。

恐縮ですが、2ページ目にお戻りください。今申し上げたとおり、都道府県庁や市町村役場については規律があるんですけれども、東京都の特別区については規律が存在しないというところでございまして、このため、東京都の特別区の区役所をカバーする携帯電話基地局や通信ビルについて、県庁や市町村役場と同等の停電対策や伝送路冗長化対策を求めることが必要であるということでございまして、赤い囲みの部分、今回の諮問事項でございすけれども、この省令においては、都道府県庁等をカバーする携帯電話基地局や通信ビルについて、今し方申し上げた停電対策の実施ですとか、予備の電気通信回線を設置するといった規定がございますけれども、この都道府県庁等という言葉の中で定義を開いておりまして、定義としては「都道府県庁、市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎」という定義がございまして、こちらに東京都の特別区の区役所を追加する改正をしたいと考えてございます。

下の灰色のところを御覧ください。今回の改正自体はしないんですけれども、告示において、実はこの設備規則の都道府県庁等というものを引用しているところがございまして、告示の中でも、都道府県庁等をカバーする基地局や通信ビルについて、少なくとも24時間の停電対策の実施ですとか、予備の電気通信回線を設置するといった規定がございますので、今回の省令を改正することによって、告示においても特別区の区役所も規律の対象になるといった効果が得られることになります。

3ページ目を御覧ください。こちらは諮問の対象外のものではございますけれども、省令に加えて、告示を改正したいと考えております。

今回の答申を踏まえまして、答申の中で記載をいただいているんですけれども、離島と

同様に、半島部など、今回、能登半島ということで、アクセスルートが限られることによって、災害による土砂崩れなどにより道路通行が困難となり、商用電源の途絶や伝送路の断絶が長期化すること、また応急復旧のための駆けつけに長時間を要することが考えられるといった半島の課題が分かりました。このため、応急復旧のための駆けつけに時間がかかる半島地域の市町村役場をカバーする基地局や通信ビルについて、離島と同様に、72時間の停電対策を推奨するという改正をしたいと考えております。

また、国の行政機関も今回、災害対策活動を実施しまして、もちろん携帯電話とか固定通信サービスを利用して復旧活動をしたんですけれども、実は国の行政機関の庁舎をカバーする基地局の停電対策については、こちらも現時点で規律が存在しないというところがございます、これらの主たる庁舎をカバーする基地局や通信ビルについても、72時間の停電対策を推奨することが必要であるという改正をしたいと考えております。

また、先ほど申し上げた応急復旧機材につきましては、事業者各社、東日本大震災以降、相当程度の数を積み上げているんですけれども、今後起こり得る南海トラフ地震のような広範囲に大きな被害が予想される災害では、広範囲において応急復旧の対応が求められることになりまして、これまでにない規模の応急復旧機材やその展開体制が必要になるということでございます。機材の積み増しだけではなくて、その展開体制が必要になるということで、応急復旧機材の展開に関する計画の策定ですとか、被災した施設の復旧に当たっての優先度を含めまして、その復旧活動の調整方法についての検討をするといったことを事業者に義務づけることが必要であるということで、告示を改正したいと考えております。

下の表は、これらの改正を踏まえた現行と見直し後の停電対策の比較をしたものでございますけれども、半島地域、特別区の区役所、国の機関などについては、これまで規律はなかったところがございますけれども、これらについて、72時間の推奨とか24時間の義務を入れるという今回の改正となっております。

4ページ目を御覧ください。今後のスケジュールでございますけれども、本日、諮問をさせていただきまして、明日以降、今回の諮問の省令に加えて告示の一部改正と合体して、総務省においてパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。それを踏まえまして、1月の電気通信事業部会で答申を頂きたいと考えており、答申を頂きましたら、その後、年度内、できれば2月中を想定しておりますけれども、2月中、年度内の制度改正を考えております。

一番最後を御覧ください。条文案をおつけしております。こちらの傍線のとおりでございますけれども、都道府県庁、市役所、町村役場というところに特別区の区役所を追加

するという改正をしたいと考えております。

駆け足ではございましたけれども、説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

大谷委員からチャットで連絡をいただいています。では、大谷先生、お願いいたします。

○大谷部会長代理 大谷でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。また、丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございます。

諮問内容については基本的に賛同しておりますが、諮問事項と直接関係のないところで、この安全対策について、義務化されているものと推奨というものに分かれているかと思えます。推奨されているものにつきましても、実質的にはそれについて具備いただくことが災害時の助けになるものと考えておりますので、ぜひ、意見として申し上げたいんですけれども、今後その推奨分についての実施状況について、事業者からの情報をぜひ総務省のほうで集めていただきまして、必要に応じて住民等への情報提供ができるような体制を取っていただくようお願いできればと思います。

以上、コメントでございました。失礼いたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、ほかの方はいかがでしょうか。何かございますか。

森委員、お願いいたします。

○森委員 ありがとうございました。御説明もよく分かりましたので、ぜひとも早々に所要の改正をお進めいただきたいと思います。

大谷さんの御意見とも近いのかもしれませんが、一つには、こういう災害対策は不断の見直しが必要だと思いますけれども、もちろんその推奨のものが推奨のままでいいのかどうかという話もあると思いますし、あるいは今回のようにスコープ、そのカバーの範囲みたいなものが、ちょっとこれは足りていなかったなみたいなことがありますと、何かあったときに、ないじゃないか、ここにも災害対策本部を置くのにみたいな、そういうことになりますので、今回はどちらかというと、むしろないのが不思議のような状態になっていましたので、そういった観点から、法令の見直しをしていただくということがもしかしたら必要かもしれないなと少し思いました。

以上でございます。

○山下部会長　　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。西村暢史先生ですかね。

西村委員、お願いします。

○西村（暢）委員　中央大学の西村でございます。本日、丁寧な御説明ありがとうございます。災害対策という点でも、このような形で進めていただければいいかと思っております。

私からは、今回の諮問の対象外ではございますが、7枚目の資料について一つコメントをさせていただければと思っております。

ここで、平時からの対応ということを通通信事業者間において行うようにということで、通信事業者間連携というものが問われているかと思えます。これはもちろんそのとおりでございます、必要なことだとは思っておりますが、その一方で、通信事業者間連携というものが平時における競争に悪影響を与えないように、または競争に対して何ら悪影響がないという、問題がないという点の確認というのもぜひ総務省側で行う。それがやはり事業者としても平時からの連携というものを安心して行うことができることになろうかと思っております。

以上、コメントでございます。失礼いたします。

○山下部会長　　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

ございませんようでしたら、総務省のほうから何かお答えなど、ございますでしょうか。

○野田安全・信頼性対策課課長補佐　先生方、御意見、コメントをありがとうございます。

まず、大谷先生から御指摘いただいた、推奨についても、今後実施状況を把握して、適宜見直せるようにという御趣旨でいただいたと考えておりますけれども、先生がおっしゃるとおり、推奨についても、義務とは異なるんですけれども、見守っていく、進捗は国のほうで適宜チェックが必要と考えておりますので、今後、事業者から、どのような頻度かは分からないんですけれども、適宜、情報を入手して、彼らの取組を見ていきたいと考えております。

あと、森先生から御指摘いただいた、足りていないということがないように、きちんと見ていくようにという御指摘かと思っておりますけれども、この安心基準についても、いろいろな大災害を踏まえまして適宜見直しをしているところでございまして、例えば離島の72時間の規律などが入ったときは、令和元年の房総半島台風などを踏まえた改

正をした時期にそれらの規定を受けておるんですけれども、今後も、いろいろな災害なども踏まえまして、適宜見直しを実施していきたいと考えております。

また、最後に西村先生から、平時から事業者の連携を見ていくというコメントもいただきましたけれども、こちらでも事業者から、今回の能登半島の振り返りでも、事業者の連携の取組を聴取してまいりますけれども、今後も彼らの取組を国でも見ていって、次により円滑な連携ができるようにサポートしていきたいと考えております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

また、この間に相田委員からコメント、発言をしたいとの旨おっしゃっていただきましたので、相田先生、お願いいたします。

○相田委員 相田でございます。この資料の5ページ以降に書かれております情報通信審議会IPネットワーク設備委員会での検討の取りまとめをさせていただきましたので、ちょっとだけコメントさせていただければと思います。

なお、先ほどありましたその推奨の状況につきましては、全数というわけではないんですけれども、今回の能登半島地震で被災のあった6市町に関してどうだったかということにつきましては、この報告書のほうには記載させていただいたと思います。私の記憶している限りでは、ほぼ完全にその推奨を実施していただいたのかなと記憶しております。

それから、西村先生からあった、その競争に悪影響を与えることのないようにということにつきましては、これはなかなか難しい問題もあるかと思いますが、別途、非常時等における事業者間ローミングという場でも、事業者さんにはいろいろ今協力いただいているところですので、少なくとも事業者間の意思疎通に関しては順調にいつているのかなと思っていますところでは。

私からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございました。

ほかには何かございますでしょうか。

総務省のほうから何かお答え等はございますでしょうか。

○野田安全・信頼性対策課課長補佐 相田先生、ありがとうございます。相田先生に取りまとめでいただいた審議会の報告書に、能登半島6市町の市町村役場とか県庁といったいろいろな重要拠点の停電対策についての資料を掲示してございます。

そちらでも、簡単に紹介させていただきますと、能登半島6市町の市町村役場は、6市町なので6か所あって、掛ける4社ということで24局、役場をカバーする基地局がご

ございますけれども、100%24時間化が達成されておるところでございます。

また、推奨規定がございました災害拠点病院については、6市町に3か所病院がございまして、そのため、3掛ける4社ということで12の基地局がございまして、こちらは83%が24時間を達成しているというところで、推奨ですけれども、各社かなりの取組が進んでいるといったことが言えると考えております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、ほかに何かございませんようでしたら、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして広告し、広く意見の募集を行うことといたします。

意見募集の期間は、11月21日木曜日から12月20日金曜日までといたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。では、賛同いただきましたので、その旨決定することといたします。

（２）答申事項

ア 電気通信番号計画の一部変更等について【諮問第3184号】

○山下部会長 続きまして、答申事項に移ります。

まず初めに、諮問第3184号、電気通信番号計画の一部変更等について審議いたします。

本件は、本年10月2日水曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、10月3日木曜日から11月1日金曜日までの間、意見募集を実施しました。その結果を踏まえ、電気通信番号委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、電気通信番号委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告いただきます。

それでは、相田主査、よろしくお願いいたします。

○相田電気通信番号委員会主査 電気通信番号委員会主査を務めます相田でございます。諮問第3184号、電気通信番号計画の一部変更等について、資料149-2により電気通信番号委員会における調査・検討の結果を御報告させていただきます。

本件は、令和7年1月末までに公衆交換電話網、いわゆるPSTNのIP網への移行が

完了予定であること。また、音声電話携帯電話番号、現在０７０、０８０、０９０の３つの番号帯が使われておりますけれども、今後その枯渇が懸念されることと、電気通信番号を取り巻く状況の変化に対応するため、電気通信番号計画の変更等を行うものでございます。

今、部会長から御説明いただきましたとおり、本年１０月３日から１１月１日までの間、総務省において意見募集が行われました。その結果、法人から３件、個人から７件の意見の提出がございました。これらの意見を踏まえ、１１月１３日に電気通信番号委員会を開催し、本件について調査・検討を行いました。その結果、資料１４９－２の１ページ目に示しております報告書のとおり、電気通信番号計画の一部変更等につきましては、諮問のとおり改正することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨御報告させていただきます。

また、提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添として、２ページ目以降にまとめてございます。その具体的な内容につきましては、総務省より御説明いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○平松番号企画室長　番号企画室の平松でございます。それでは、別添のパブリックコメントでいただいた御意見とそれに対する回答について御説明させていただきたいと思っております。

ただいま相田主査から御説明いただきましたとおり、パブリックコメントでは全部で１０件の御意見を頂戴いたしました。７件が個人の方から、３件が事業者、事業者団体の方から御意見を頂戴してございます。

また、実際にいただいた御意見は、次のページ以降に全て記載させていただいておりますけれども、ほとんどの御意見が０６０の携帯電話番号の開放に関する御意見でございました。そこで、パブリックコメントの御意見の御紹介としては、最初に０６０番号の音声伝送携帯電話番号への開放に関する御意見から順次御紹介させていただきたいと思っております。

まず意見の１つ目、こちらは個人の方からの御意見でございます。

携帯電話番号の０７０番号が想定時期より早期に枯渇とのことですが、既に割当てがある０９０、０８０番号を含めて、音声機能のないデータ通信のみの契約回線にまだ相当数これらの番号の割当てがあるものと推測されます。ですので、電話番号の有効利用の観点から、まずはこれらの番号を０２０に移行させて、それから０６０の番号の割当てをするべきではないかという御意見でございます。

こちらにつきまして、考え方といたしましては、総務省でも、この音声機能のないデー

タ通信のみを使っている役務につきましては、０２０番号というものを創設いたしまして、これに移行するということを順次進めているところでございます。詳細は、総務省のホームページに御紹介しておりますので、その参照について御紹介させていただいてございます。

今般、０２０への移行も進んでいますけれども、足元を見ますと、０７０、０８０、０９０の指定残数が非常に少なくなっておりますので、いずれはこれがなくなっていくスピードのほうが速いと。その上で今回は０６０を開放したものであるという考え方にさせていただいてございます。

ただ、御意見のとおり、０２０にデータ伝送のサービスを移行するということは重要ですので、引き続き、データ伝送携帯電話番号への移行を進め、音声伝送携帯電話番号の有効利用に努めるべきと考えますとさせていただいてございます。

続いて意見の２つ目、こちらも個人の方からの御意見でございます。

０６０の音声伝送携帯電話番号への開放については、賛同するといいただいてございます。

固定電話番号のＬＮＰ、番号ポータビリティが実現することでモバイルのＭＮＰと同様競争が起き、利用者の選択肢が増えることを願っていますという御意見を頂戴してございまして、基本的に、固定電話番号のポータビリティに関する規定の見直し、また０６０番号の開放について賛同の御意見として承りたいと考えているところでございます。

続いて意見の３つ目、こちらも個人の方からの御意見でございます。

０６０は大阪の市外局番０６と混同されやすく、間違い電話や詐欺電話を誘発するおそれがあるから、まずは０４０を使うべきではないかという御意見でございます。

こちらについては、０６０については、情報通信審議会（平成２７年）の答申で、現行の携帯電話番号０７０、０８０、０９０と隣接しているということなどから、０６０を将来の携帯電話番号用に留保していくことが適当とされてございました。

本変更案は、この平成２７年の審議会の答申を踏まえて０６０番号を開放するものでございます。

ただ御意見のとおり、０６０の利用開始に向けては、利用者に混乱が招かないようにすることが重要ですので、関係事業者と連携してその周知に努めていきたいと考えているという内容にさせていただいているところでございます。

次の意見の４、こちらも個人の方からの御意見でございまして、０６０の番号開放には賛成ですという御意見を頂戴してございます。

ただ、いずれこの０６０についても枯渇というものが見えてくるので、このような運用

がよいのではないかという御提案を複数いただいているところでございます。この中には、例えば4番目のように、音声通話を伴わない機器の番号は、将来的に060にまとめるという御提案をいただいているところでございます。

こちらについては、考え方といたしまして、060への開放について賛同の御意見として承りたいと思っております。

ただ、音声通話を伴わない機器、これはデータ伝送の役務でございますけれども、こちらについては基本的には020という番号を創設してございまして、詳細は総務省のホームページを御参照くださいという内容にさせていただいているところでございます。

続いて意見の5、こちらは株式会社NTTドコモさんからの御意見でございます。

060番号の開放は、利用者利便の向上に資するものであり、見直しの方向について賛同いたします。一方で実際のお客様への提供開始時期については、設備対応が必要となるため、対応可能時期を踏まえて決定する必要があると考えますという御意見でございます。

こちらについては、まず060の開放について賛同の御意見として賜りたいと考えてございます。

具体的な060の利用開始時期については、御指摘のとおり、関係する電気通信事業者における対応にかかる期間を踏まえて検討する必要があると考えますとさせていただいております。

続きまして意見の6、こちらは一般社団法人テレコムサービス協会さんからいただいております。

こちらについては、携帯電話番号は携帯電話サービスだけではなく様々なサービスに現在使われているので、060の追加というものは一定の影響があるものではあるのではないかと。このため、総務省において規定の見直し後、番号指定事業者に対して最初に060番号の指定がなされた際には、広く周知いただくことを要望いたします。また、最初に060番号の指定を受けた事業者には、当該番号の利用開始までに十分な猶予を確保した上で、自らまたは団体などを通して060番号の利用開始時期を広く周知いただくことが必要なのではないかという御意見を頂戴してございます。

この点については、御指摘のとおり、現状、音声伝送携帯電話番号は様々なサービスで使われていると思ってございまして、こうした利用への影響も認識した上で、060番号の利用開始に向けて、関係する事業者と連携して、周知に努めてまいりたいという考え方にさせていただいております。

ただ、周知については、御意見としては、最初に指定した時期に公表してくださいという御意見ですけれども、その指定した時期と実際に一般の方が利用開始される時期というのは違ってまいりますので、周知については、利用者への分かりやすさの観点から、この音声伝送携帯電話番号を指定した旨を周知するというのではなくて、060番号の実際の利用開始時期について周知することを予定してございます。この際には、御指摘のとおり、実際の利用開始時期まで一定の期間を確保した上で、周知を行うことを予定しているという回答にさせていただいているところでございます。

続きまして意見の7、こちらは楽天モバイルさんからの御意見でございます。

060番号は、詐欺などの問題となった050に隣り合う番号なので、社会的影響が非常に大きいものと認識していると。なので、この060の追加については、総務省においても、広く国民に対し周知徹底に御助力いただけますと幸いですという御意見を頂戴しております。

この点については、周知については必要だということは十分認識しておりますので、060番号の利用開始に向けて、関係する事業者と連携して周知に努めてまいりますという内容にさせていただいているところでございます。

続きまして、残った3つ、こちらは060番号以外の御意見でございます、いずれも個人の方からの御意見でございます。

まず意見の8、こちらは、携帯電話番号のことをおっしゃっていると思いますが、ワイヤレス固定電話の携帯電話網としての電話番号は、番号ポータビリティの対象外なのではないかという御質問をいただいております。

ワイヤレス固定電話というのは、ユニバーサルサービスの義務を負っている事業者が固定電話サービスを提供しているものでございまして、現状でいうと、NTT東西さんが提供されているサービスでございまして、一般の利用者の方には固定電話番号だけが提供されてございます。なので、このワイヤレス固定電話の中で使われている携帯電話網の携帯電話番号というのは、裏番号としてNTT東西さんが使われている番号でございまして、具体的にこの番号を持っているのはNTT東西さんになりますので、その番号ポータビリティの活用については、NTT東西さんが判断することになりますので、回答案についても、まずはワイヤレス固定電話の携帯電話網としての音声伝送携帯電話番号は、ワイヤレス固定電話を提供する事業者、NTT東西さんが使用するものであって、番号ポータビリティの活用については、当該事業者の判断になりますという回答にさせていただいております。

なお、固定電話番号については、今後は双方向のポータビリティが可能になるという

ころは、一般論としてはそのとおりでございます。

続いて意見の9については、こちらは告示の4ページの改正前の表につきまして、新規の対照表で並べていましたけれども、本来は「同左」とするところを「略」とさせていただいたところがございます、こちらはこちらのミスでございました。

ただ、略しているとおり、今回の改正案については直接的には影響がないところでございますので、修正の有無については「無」とさせていただきたいと思っております。

また、質問といたしまして、データ伝送携帯電話番号に係る規定の改正の理由についてお尋ねでございます、こちらについては、今回マイグレーションの関係で電気通信設備と必ずしも接続する必要がなくなったので、その部分を削除しているという理由を書かせていただいているところでございます。

また、最後、意見の10でございます。今回の計画変更によって、既に番号使用計画の認定を受けている事業者は、施行日までに変更申請をして、認定を受ける必要があるのでしょうかという御意見でございます。

こちらについては、一般論として、現在認定を受けている計画が変更後の番号計画の規定を満たしていない場合については、施行日までに変更の認定を受ける必要がございますので、そのように回答させていただいているところでございます。

以上が、パブリックコメントの結果いただいた御意見と回答案でございます、先ほど相田主査から御説明いただいたとおり、番号委員会において、変更案どおり改正することが適当であるという内容のものをいただいているところでございます。

こちらからの説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問ございましたらチャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

西村真由美委員ですね。お願いいたします。

○西村（真）委員 御説明、どうもありがとうございます。

060の番号についてですけれども、指定した時期ではなく、利用開始日を周知するという御説明がございました。

公布した日にすぐ使い始められるわけではないみたいなのは報道でもよく耳にしていますが、意見の6にあるように、1年程度ぐらい利用開始までかかるのかなというので、それは、事業者さんによって利用開始日は異なるのかどうかということと、大体1年ぐらいは見ておけばいいのかというあたりを教えていただければと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

総務省からの答えはいかがでしょうか。

○平松番号企画室長 総務省でございます。西村先生、御質問どうもありがとうございます。

御説明させていただきましたとおり、総務省から番号を事業者に指定する段階では、一般の利用者の方々がすぐさま利用できる状況ではございません。事業者においては、まず060が携帯電話番号であるということを認識するためのシステム変更が必要になっているということと、まだ070番号が残っておりますので、それを順次、先に一般のお客様については割り当てて進めていくというところがございます。060の利用開始に向けては一定の期間が必要だと思っているところでございます。

現在、携帯事業者各社と総務省で、一体いつぐらいの時期にこの060の番号が一般のお客様に利用提供開始時期になるかというところを調整しておりまして、それについては、一定の期間を確保した上で、その時期の目安について、適切な時期に公表するということを予定しているところでございます。

総務省からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

西村委員、よろしゅうございますでしょうか。

○西村（真）委員 承知いたしました。

○山下部会長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

相田委員、お願いします。

○相田委員 相田でございます。ちょっとだけ補足させていただきますと、いわゆる通信事業者さんがいつ使い始めるかという問題とは別に、いろいろなウェブとかでもって、ここに携帯電話番号の入力をしてくださいというホームページ等を作られている方が、060で始まる番号をちゃんと携帯電話の番号だと認識していただくように、そこら辺のソフトも改造していただく必要などがございますので、利用者もそうですし、そういったシステムやウェブページ等々を作られている方にも十分な余裕時間をもって周知する必要があるということで、非常にタイミングを適切に、総務省さんのほうにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山下部会長 総務省のほうから答えはありますでしょうか。

○平松番号企画室長 相田先生、ありがとうございます。そのとおり準備を進めてまいります。よろしく願いいたします。

○山下部会長 ほかにはいかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、諮問第3184号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

イ 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3187号】

○山下部会長 次に、諮問第3187号、電気通信事業法施行規則の一部改正について審議いたします。

本件は、本年10月2日水曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、10月5日土曜日から11月5日火曜日までの間、意見募集を実施しました。それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○笹川料金サービス課課長補佐 おはようございます。料金サービス課の笹川でございます。

資料149-3の1ページ目を御覧ください。こちらは、10月2日付で諮問をされました電気通信事業法施行規則の一部改正案についてでして、意見募集を実施したところでございます。この施行規則案は、形式的な修正をしておりますけれども、意見を踏まえた修正というのは今回ございません。

改正案の概要について、20ページでお示ししております。20ページを御覧ください。改正案の概要でございます。

電気通信事業法の施行規則では、モバイル市場の競争促進の観点から、指定事業者による携帯電話端末の割引などを含む利益提供額について、上限を設けておりまして、今回は、「競争ルールの検証に関する報告書2024」を踏まえまして、利益提供の特例に関する改正をするものでございます。

20ページの下半分に改正事項を2つ示しております。一つ目は、不良在庫端末特例の見直しでして、不良在庫を処分しやすくするという観点から、改正案を右に示しておりますが、最終調達日から36か月以上経過した端末は定価まで割引可能ですとか、この特例は、端末購入プログラムとの併用を認めないなどの改正をするものでございます。もう一つは、ミリ波対応端末の割引上限額の緩和ということで、ミリ波の普及のためには、ミリ波に対応した端末を利用者が購入しやすくするという観点から、ミリ波対応端末の割引上限額を最大1.5万円引き上げるというものでして、こちらは時限的なルー

ルとなっております。

2 ページ目に戻っていただきまして、こちらが意見募集の結果でございます。本件意見募集を10月5日から11月5日にかけて実施しまして、法人、団体から6件、個人から13件の意見をいただきました。

3 ページ目を御覧ください。ここから意見と、それに関する考え方の一覧を示しております。

まず、不良在庫端末特例の見直しについてです。意見1、この特例を適用した割引の実施状況等を注視し、問題が生じた場合には早急に必要な措置を講じるべきという御意見です。こちらは、この特例があくまでも例外的なものであるということを踏まえまして、これを悪用することがないようにしてほしいという趣旨の御意見です。

こちら、考え方として、総務省において、不良在庫端末特例による割引の実施状況について、引き続き注視することが適当と考えますとしております。

意見2を御覧ください。こちらは、別の利益提供の特例が端末の販売現場で適切に実施されていない状況なので、現場の混乱を防ぐために、不良在庫端末特例を実施しないしてほしいという趣旨の御意見のようなのですけれども、こちらはちょっと御意見の内容だけでは事実関係が不明なところがございますので、考え方としては、特例の運用については、事業者において適切に対応すべきと考えますという記載にとどめております。

意見3を御覧ください。これは、不良在庫特例であっても、中古端末としての価値はあるので、端末購入プログラムとの併用を認めるべきではないかという御意見でした。

こちらに関しての考え方ですが、不良在庫端末というのは、経年によって市場価値が大きく低下してしまっていて、特例によって割引の上限を緩和しなければ処分に支障を来するような端末であることを踏まえると、中古端末としての将来的な価値を不良在庫端末に見いだすというのは難しいと考えておりますので、この特例と端末購入プログラムとの併用を認めないことが適当であるという考え方を示しております。

意見4についてです。ここからがミリ波対応端末の割引上限額の緩和に関する御意見です。意見4は、今後ミリ波対応端末特例の見直しを検討する際には、ユースケースの創出状況等の観点からも議論すべきという御意見でした。

こちらは、インフラ整備、それからミリ波対応端末の普及、ユースケースの創出というのはいわば鶏と卵の関係であって、ミリ波の普及のためには一体的な推進が求められるものだと考えておりますので、こちらは、割引の特例だけでなく、もちろんユースケースの創出も重要であるという考え方を示しております。

意見5です。通信料金と端末代金の完全分離の趣旨を踏まえ、ミリ波対応端末の割引上

限額の緩和が通信市場の競争に与える影響を注視し、課題が生じた場合には早急に検証・検討を実施すべきという御意見。こちらはMVNO側からの御意見ですけれども、この意見の趣旨は、割引上限が緩和されますと、資金的に体力のない、MVNOや新規参入者というのは、恒常的に大幅な割引、利益提供をすることができないため、競争上不利になってしまうと、そういう御懸念からの御意見でございました。

こちらに関しては、考え方の1ポツ目で、MVNOへの影響が大きくなる可能性があることを踏まえて、その緩和額というのは1.5万円に限定しているという点を示した上で、2ポツ目において、この実施状況を注視しまして、競争に与える影響を見た上で、必要に応じて、その緩和額や実施期間の見直しの検討を行うとしております。

意見6を御覧ください。特例の終了に当たっては、事業者の意見も踏まえて調整してほしいという御意見です。

この特例は時限的なルールということで、今回の施行規則案にも「当分の間」という表現を使っているのですけれども、こちら、2ポツ目のところで、必要に応じて関係事業者等と調整することが適当と考えますとしております。

意見の7を御覧ください。ミリ波対応端末の特例の影響を継続的に検証すべきという御意見に加えて、検証に当たって、報告事項の増加が予想されるため、既存の報告事項のうち重要性が低下している項目は削除を検討すべきという御意見です。

こちらは、前半に関しては、実施状況を把握して、市場の動向を注視した上で、必要に応じて、見直しの検討を行うことが適当とした上で、報告事項につきましては、政策の適切な効果検証の実施が損なわれないことを前提とした上で、総務省において随時見直すことが適当としております。

意見8でございますけれども、特例の終了時期は、ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が50%を超えた場合であると記載しているが、それでいいでしょうかという確認の御意見でございました。

こちらは、「競争ルールの検証に関する報告書2024」において、「普及率がストックベースで50%を超えた場合には特例を終了することが適当」確かに書いているのですけれども、報告書でその続きがありまして、「これらの緩和額や実施期間については、政策の効果を検証し、必要に応じて見直しの検討を行うことが適当」ということも書いておりますので、この施行規則案では「当分の間」という、より柔軟な表現を用いているという点を考え方で示しております。

そして、意見9ですが、ミリ波の普及率を向上させるためには、ミリ波対応端末の割引上限を緩和しても効果がない、端末メーカーに対してミリ波対応を働きかけるべきでは

ないかという御意見でして、こちらは、総務省において、必要に応じて今後の政策検討の参考とするものと考えますとしております。

意見１０を御覧ください。ミリ波の普及のためには、そもそも割引上限規制を撤廃すべき、あるいは割引上限をさらに緩和すべきではないかという御意見でした。

こちらは、考え方で、なぜそもそもこの規制を導入しているのかという考え方を１ポツ目で示しております。この規制は、モバイル市場において過度な端末割引など、誘引性に頼った競争慣行を是正するために、過度な端末割引をはじめとする利益提供を禁止して、競争を促進させるというものでございまして、現在の競争の慣行の実態に照らしますと、現時点においてはやはり必要な規制なのだとすることを考え方で示しております。

そして、その上で、このミリ波対応端末の特例につきましては、MVNOへの影響が大きくなる可能性があること等を踏まえて、割引上限の緩和額は限定しているという点を２ポツ目で示しております。

意見１１は、技適でミリ波に対応していることを必須として、ミリ波に対応していない端末は不適格としてほしいという御意見だったのですが、こちらは基準認証制度というのがそもそもどういうものなのかを示しておりまして、電波法に定める技術基準に適合しているか否かを認証するものですという、この制度の趣旨の説明を考え方で示しております。

そして、意見１２は、特例に賛成の御意見でございました。

１１ページ以降がその他の御意見になっております。

意見１３、総務省が介入して割引規制制をするべきではなくて、各社に自由な割引競争を行わせたほうがよりよい競争が生まれるのではないかという御意見です。

こちらについては、意見１０と同じく、規制の趣旨を考え方で説明しております。

意見１４ですけれども、こちらは、物価高や端末の高機能化によって端末価格が上昇しているということを踏まえて端末の大幅な割引を許容すべきではないかという御意見でして、こちらと同じく、現行の規制の趣旨を説明しているところですが、加えて、セキュリティの観点から、割引対象機種を限定すべきではないかという御意見もありまして、こちらの意見については、２ポツ目で、総務省において、必要に応じて今後の政策検討の参考とするものと考えますとしております。

意見１５を御覧ください。端末の割引上限規制が通信料金の低廉化につながっているのか等、当該規制が国民に与える影響を調査・公表し、必要に応じて見直してほしいというもので、こちら１ポツ目でこの規制の趣旨を示しておりまして、そして通信料金が

安くなっていないのではないかという御意見については、2 ポツ目で、近年は通信料金が大幅に低廉化して、諸外国と比べて中位または低位の水準となっているという点を、私たちが公表している調査内容を引用してお示ししております。

意見 16 と 17 は、本件の対象外の御意見でした。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

では、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

三友委員、お願いいたします。

○三友委員 ありがとうございます。いろいろと苦心された結果だと思いますけれども、今回のパブコメの意見を伺っていても、どのコメントも一理あるなという感じがしております。

実際にビジネスを規制することの難しさというのがここにあるのかと思いますけれども、これまで端末の市場が通信サービス市場から独立して存在しない形で我が国の携帯市場が発展してきましたので、なかなかこの依存関係が断ち切れないところに根本的な問題があるのかなとも思うところであります。

1 点お伺いしたいことは、今回いろいろな数値が出てきているわけですが、割引の上限額の見直し額とか、あるいは不良在庫に関するものとか、これは実際にこの数値をつくられたときにいろいろな議論があったと思います。その中で、これらの数値の合理性というのは、実際に委員会の中でどのように議論されて、こういった数字に落ち着いたのかという点を少し教えていただけるとありがたいんですけども、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省からお答えをお願いいたします。

○笹川料金サービス課課長補佐 ありがとうございます。数値で言いますと、今回のミリ波の対応端末の特例については、上限額を 1.5 万円に引き上げるとしているんですけども、こちらは、実際にミリ波に対応している端末とそうでない端末の同機種価格差を確認しまして、大体差が 1.5 万円ぐらいだということで、上乗せ分を緩和することになりました。

実際に根拠となる数字を決めるときは、施策によって採用する考え方は様々なのかなと思っております。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

○三友委員　ありがとうございます。ぜひ、その効果を検証していただけますでしょうか。経済は動いていますから、1.5万円の差額を埋めたからといって両者の条件が等しくなるとは限りません。また違う価格の動きが起こる可能性もありますので、そういったところもぜひ不断に検証していただいて、適宜見直しをされるということでしたので、ぜひ継続的な検討を、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。相田委員、お願いします。

○相田委員　相田でございます。今の三友先生の御発言とも関係するんですけれども、日本でも一応、中古端末販売業者というものが通信事業者とは別にございますので、そういう人との競争というものを考えたときに、通信料金からこの端末値引きの原資として使われている疑いがあるというところが一つ大きな点かと思いますので、この本文中、「過度な端末割引」という表現が多いんですけれども、そういう「通信料金を原資とする端末割引」という表現もある程度盛り込んでいただけるとちょっといいのかなと思いましたけれども、それほど強い要望ではございません。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

総務省のほうからお答えはありますか。

○笹川料金サービス課課長補佐　ありがとうございます。考え方のところで、そもそものこの規制の考え方、通信と端末の分離の考え方について、より明確にその通信料金を原資として端末を割り引くことが問題なんだという点を示したほうがいいという御指摘だったのかと思っております。考え方としては、私たちはそのように思っております、すみません、ここの部分は、考え方を何か修正したほうがいいということでしょうか。

○相田委員　どこかに盛り込まれるといいかなと思いますけれども、具体的にこの場所というところではございませんので、総務省のほうで適宜お考えいただければ結構でございます。

○笹川料金サービス課課長補佐　承知いたしました。ありがとうございます。

○山下部会長　それでは、御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、ほかに御意見等ございませんようでしたら、諮問第3187号につきまして、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

ウ 電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可（第一号基礎的電気通信役務の電話ユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3188号】

○山下部会長 次に、諮問第3188号、電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可（第一号基礎的電気通信役務の電話ユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可）について審議いたします。

本件は、本年10月2日水曜日開催の当部会におきまして、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、10月3日木曜日から11月1日金曜日までの間、意見募集を実施しました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○望月基盤整備促進課課長補佐 総務省基盤整備促進課の望月でございます。それでは、資料149-4に基づきまして、電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可について、御説明をさせていただきます。

まずは、資料の2ページを御覧ください。御案内いただきましたとおり、電話のユニバーサルサービス制度に係る第一種交付金の額等の認可申請につきましては、本年10月2日に本審議会に諮問をさせていただきまして、翌3日から11月1日までの30日間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、個人の方から1件の御意見の提出でございました。

いただいた御意見の内容及びこれに対する考え方の案は、資料の3ページにございます。考え方の案といたしましては、支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が第一種交付金及び負担金の額等について認可の申請をした根拠、今般の意見募集をした経緯、理由を説明するものとしてございます。

1ページにお戻りください。これを踏まえまして、答申書案を作成しております。記載

事項は2つございまして、1つ目は、本件の第一種交付金の額及びその交付方法並びに第一種負担金の額及びその徴収方法について、認可することが適当である旨を記載させていただいております。

2つ目は、先ほど御説明申し上げたパブリックコメントの結果とその考え方を添付することとさせていただいております。

非常に簡単ではございますが、説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

実は、私は自分が何かを言うときにチャット機能を使っていなかったことに最近気がつきまして、今チャット機能に自分の名前を書き込みました。この内容についての意見ではございませんけれども、一般的な意見として、一言申し上げておきたいことがあります。

実は、今回の意見募集の意見、なかなか本件と関係がないということだけではなくて、審議会のお話を進める上での品位等を欠くように思われます。そこで、事前に説明をいただいたときに、意見は記名式で書かれているのかどうかということを尋ねましたら、記名の方もいらっしゃるし、記名でない方もいらっしゃるということなんです。本件だけのことでありませんけれども、自分が意見を申し述べるときに、まずは記名で申し述べるようにしたほうがいいのではないかと。そして、その上で、こういう審議会の場に名前を出していいかどうかということはまたオプションとして選べるというのがよろしいのではないかと思います。

例えば、コメントをいただいたけれども、よく真意が分からないというときに、例えば逆に事務局のほうから尋ねるとか、何か文字化けをしていて読めないから、事務局のほうから再送信をお願いするとか、そういったこともありますので、そういう意味でも、発言者、コメントを出す方は記名で出したほうがよいのではないかと思いますので、将来的な、また全省的なことになるのかもしれませんが、私のほうから意見として申し上げたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。森委員、お願いします。

○森委員 ありがとうございました。意見、記名でと、今、山下先生からの御意見がありまして、確かに内容的に、そんなことを言うのだったら名前を書いてもらうという、それによって、あまりむちゃなことは言わないでいただくということは、非常に意義が

あることかと思ひまして伺いましたが、その一方で、真面目な意見であってもなかなか名前を書きにくいという状況が割とこのレベルの議論、このような法制度に関するハイレベルな議論の場面ではあろうかと思っております、典型的には、電気通信事業者の従業員の方が、意見があるときに、若干所属する会社の利益と違う、あるいはその所属する会社についてかねがね問題を感じているというときに意見するとなると、それはもちろん総務省限りということなのかもしれませんが、結構はばかれるといひますか、それはやはり怖いものがあるわけございまして、様々な利害関係にある人がいますので、それは最近のSNSなどの問題とも関係するわけで、私が所属する弁護士会は、これは本人確認を必ずやるようにせよという意見を出している。それは非常に荒れた状態になっているので、そういう意見を出しております、これはこれで、彼らもそういう匿名表現の自由みたいなことに疎いわけではないわけですが、事ここに至ってやむなしということでそのように言っているわけですので、いろいろな場面で難しい問題ではあるんですけれども、若干、匿名で書かせてあげる必要性もある場面があるのかなということをちょっと伺っております、恐れながらということで申し上げておこうと思ひます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、ほかにはいかがでしょうか。大谷委員、お願いします。

○大谷部会長代理 大谷でございます。部会長から問題意識をお示しいただき、ありがとうございます。

確かに、部会長が問題意識を持たれるというのも分かる状況が昨今の意見募集が続いておりますけれども、意見募集手続につきましては、総務省だけで決めている方式ということではなく、行政手続法に従い、その細かな事務手続についても十分な申合せがあつてなされているというものと理解しておりますので、今回の意見は、確かに書き方に問題があつたり、募集した側にとつても対応に苦慮する御意見だったとは思ひますけれども、やはりそれでも一定の示唆があると私は感じております。

こういった負担金を求める仕組みなどについては、十分に分かりやすく、理解を求めることが望まれると思ひます。現在検討中のブロードバンドユニバなどにつきましても、より丁寧な説明であるとか、文字ばかりに頼らない説明を心がけなければいけないということについての示唆などをいただいたものと理解しておりますので、必ずしもその記名式にするということではなく、現状のやり方をこれは今後とも継続していくことにまだ意義を見いだせるのではないかとと思ひます。今後、状況は変わってくるかもし

れませんので、現状の理解にとどまりますが、お話しさせていただいた次第です。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。矢入委員、お願いいたします。

○矢入委員 恐れ入ります。私はちょっと逆の意見で、必ずその発言をした場合に個人であつてもしっかりと責任を取るべきという意味でも、なんらかの対応をしたほうがよいと思っています。住所と氏名などの連絡先さえ書けばインターネットを利用して誰でも簡単に書き込みができ、公開時には意見が匿名化されるという、現状の仕組みがなんらかの変更を求められる時期に来ているのではないのでしょうか。

匿名メディアに関していろいろなことがこの20年以上起きてきて、いろいろなことが社会的にも分かってきていると思います。もともこのパブコメの制度というのは、古い社会的仕組みの上で性善説に基づいてやってきたわけですが、現状では悪用も可能な制度となってしまうのではないのでしょうか。例えば非常に影響力のある誰かが、このパブコメ案件にみんなで書き込みをしようといったことを発言し、それを支持した方々が特定のパブコメ案件に大量の書き込みをするなどということは起こり得ると思われま

す。
もともこのパブコメというのは本来非常に重要な意見をいただく場ですので、大量の意見が十分に対応すべき重要な意見である場合はよいのですが、意味のない文章が多くを占めてしまうような場合には、大事な国のリソースが割かれるだけで目的を果たしているとは言えません。今後はなんらかの対応が必要ではないのでしょうか。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

今、大谷委員から教えていただいたように、簡単には変えられない行政手続法というものがあるのでということです。一朝一夕にはいきませんが、将来的に何か荒れるようなことがあることを想定すると、国全体としてお考えいただく時期なのかもしれないという意見もいただきました。

総務省さんのほうから何かお答えはありますか。

○望月基盤整備促進課課長補佐 総務省でございます。これまで先生方のお話の中にも出てまいりましたけれども、パブリックコメントの手続自体は行政手続法のほうで規定されていることもございまして、この場で私もしくは総務省として、すぐにどうするということは、恐縮ながらすぐには私の口からは申し上げられないかもしれませんが、本日のこういった議論があつたということ自体は、どちらに伝えるべきなのか、私のほう

での確認をしまして、しかるべきところに、議論があったということはしかるべき形で伝えられればなとは考えております。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見がないようでしたら、諮問第3188号につきまして、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。では、案のとおり答申することといたします。

○山下部会長 以上で本日の審議は終了しました。

委員の皆様から何かございますか。特にございませんか。

○山下部会長 それでは、事務局から何かございますか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 事務局です。次回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、引き続き皆様よろしく願いいたします。
事務局からは以上です。

○山下部会長 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会